

有効期間満了日 令和13年3月31日
熊運免第38号
令和7年2月5日

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について(通達)

見出しのことについては、別添「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について(通達)」(令和6年11月1日付け警察庁丙運発第24号。以下「本庁通達」という。)のとおり、令和4年4月27日に公布された道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号。以下「改正法」という。)のうち、同法附則第1条第4号に掲げるマイナンバーカード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)と運転免許証の一体化に関する改正規定については、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(令和6年政令第334号)により、令和7年3月24日から施行されることとなった。

また、改正法の施行等に伴い、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第335号)、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第97号)及び道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則(令和6年国家公安委員会規則第16号)が令和6年11月1日に公布され、令和7年3月24日から施行されるとともに、交通の方法に関する教則の一部を改正する告示(令和6年国家公安委員会告示第47号)も令和6年11月1日に公布され、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する改正規定は令和7年3月24日から施行されることとなった。

今回施行される改正規定は、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関するものであり、各所属において本庁通達の内容を確実に把握し、改正規定が円滑かつ適切に施行され、所期の目的が達成されるよう、関係事務の運営に万全を期したい。

※ 別添「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について(通達)」については警察庁ホームページをご覧ください。